

平成 24 年 2 月 24 日

放射性物質から生命を守る市民の会
代表 山田 周治 様

東京電力株式会社千葉支店
木更津支社長 土田 鋼太郎

放射性物質の回収と安全確保、被害補償を求める要請書へのご回答

弊社の福島第一原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、心より深くお詫び申し上げます。

平成 24 年 2 月 16 日に受領いたしました要請書につきましては、下記のとおり、ご回答いたします。

- 1. 今回の事故で放射性物質を放出したことによって、影響を受けた自治体、市民に謝意をしめし、事故前の現状復帰に最大限の努力をすること**

除染につきましては、「放射性物質汚染対処特別措置法」に従って進められることとされております。当社といたしましては、除染活動の推進に国等とともに最大限取り組んでまいります。
- 2. 自治体及び市民が行っている、放射能汚染物質の測定および除去に関する費用を全額支払うこと**

除染等の費用につきましては、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、国の費用負担により実施され、後に当社に求償されるものと認識しております。本法律によらずご請求いただいた場合には、中間指針および今後の紛争審査会の議論を踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えておりますが、出来る限り本法律の枠組みにてご対応いただきたく存じます。
- 3. 放射性物質に対して市民から不安が多くよせられている。市民の不安を取り除くためのあらゆる施策を提案し、経営陣・社員一丸となって、対応すること。手始めとして、当会主催による「住民説明会」に出席し、説明を行うこと**

当社は、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づいた必要な措置を講ずるとともに、国等の施策に国等とともに、最大限取り組んでまいります。しかしながら、説明会の出席等につきましては、発電所の安定状態の維持や安定供給の維持に加えて、損害賠償や避難された方の一時立入等への支援等に全社を挙げて取り組んでおり、ご要請にはお応えいたしかねます。
- 4. 株式会社 かずさクリーンシステムから出る、放射性物質を含んだ、焼却灰・飛灰は貴社が放射性物質を処分するときに行っている、コンクリート固化を行い、責任をもって保管処理すること**

放射性物質に汚染された廃棄物につきましては、「放射性物質汚染対処特別措置法」に従い、処分が進められるものと考えております。また、当社敷地での一時保管につきましては、多方面より要請をいただいておりますが、法令面の諸課題や関係自治体や近隣住民のご理解などを考慮すると、ご要請にはお応えいたしかねます。
- 5. 人災であることが明確になった現在、東電は、原子力賠償法における、第三条のただし書きには、該当しないことを認識し、無過失責任および無限の賠償責任をしんしに受け止め、責任をとること**

今回の事故は、国内観測史上最大の地震とこれに伴う、大津波の影響によるものと考えており、原子力賠償法第 3 条第 1 項のただし書きの免責事由に該当するとの解釈もありえると考えておりますが、当社といたしましては、今回の事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられたみなさまの早期救済の観点から、原子力損害賠償支援機構法等の原子力損害賠償制度の枠組の下で、国の支援をいただきながら公正かつ迅速に賠償を進めてまいります。

6. 原発停止に伴う、火力発電所稼働による燃料費増は、電気料金に転嫁するのではなく、本来、料金に内包してはならない企業内コスト（福利厚生施設費、広告費、政党献金、各種補助金など）の削減をもっておぎなうこと。さらに不足する場合には、現在および過去の役員の給与および退職金からまかなうこと

当社は、福島第一・第二原子力発電所の被災に加え、柏崎刈羽原子力発電所の停止の長期化などに対応するため、火力発電の焚き増し等により電気の安定供給維持・確保につとめてまいりましたが、これにより燃料費負担が大幅に増加しており、現行料金ではそれらを賄うことができません。

こうした状況が継続すれば、近い将来には燃料費の確保、燃料調達にも影響を及ぼし、電気の安定供給への影響も懸念される状況になりつつあることから、徹底した合理化を前提に、電気料金の値上げをお願いせざるを得ないとの苦渋の判断をいたしましたところでございます。

何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

以 上